

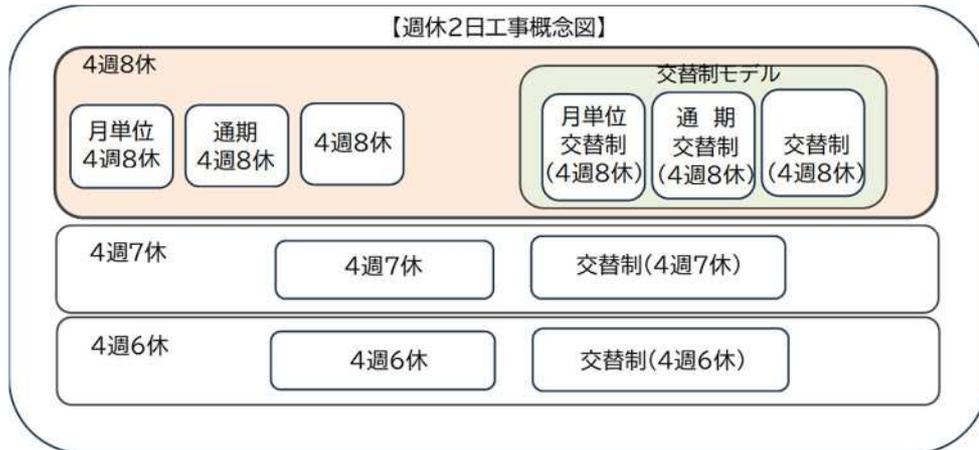
◆静岡市建設工事の担い手確保・育成事業に関するQ&A【土木工事編】

【週休2日工事について】

(工事の契約後から完了まで)

Q1 : 週休2日工事とはどのようなものを指しますか。

A1 : 週休2日工事の概念は以下のとおりです。



Q2 : 月単位の週休2日工事(4週8休)とは。

A2 : 工事着手日を第1始期日として当該月内に原則として土曜日、日曜日を休日として定め、8日以上の休日定め、休日の確保が8日/28日(28.5%)以上とする工事です。ただし、月途中で着手した場合は、着手日から当該月末までの休日日数以上の休日を確保していれば月単位の週休2日工事(4週8休)を達成したものとみなします。

Q3 : 通期の週休2日工事(4週8休)とは。

A3 : 工事着手日を第1始期日とした4週間(28日)のうち、原則として土曜日、日曜日において8日間以上の休日を定め、休日の確保が8日/28日(28.5%)以上とする工事です。

Q4 : 月単位の交替制モデル(4週8休)とは。

A4 : 対象期間において、現場閉所を行うことが困難な場合、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組みをいいます。この場合の4週8休は対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合(以下、「休日率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいいます。

Q5 : 通期の交替制モデル(4週8休)とは。

A5 : 対象期間において、現場閉所を行うことが困難な場合、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組みをいいます。通期の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が28.5%(8日/28日)以上の水準の状態をいいます。

Q6 : 技術者とは

A6 : 工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、現場に置かなければなら

ない者であり、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、現場代理人のこと。

Q7 : 技能労働者とは

A7 : 建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者であり、技術者以外の現場作業員のこと。

Q8 : 技術者及び技能労働者はどこまで対象となりますか。

A8 : 建設業法で定める施工体制台帳に記載する下請負人までが対象であり、かつ対象期間内に現場に4週間以上連続で従事した者が対象となります。ただし、交通誘導警備員については、対象外とします。

Q9 : 週休2日交替制モデルはどのような工事が対象となりますか。

A9 : これまで週休2日工事の対象外とされがちであった、現場閉所が困難な工事を対象とします。例えば、災害応急復旧や昼夜連続作業を要するなどの早期の工事完成（交通規制の解消）が望まれる工事や高規格道路の開通に伴う接続道路の整備など社会的要請により工期（供用時期）が公表されている工事、渇水期施工や施設管理者からの休日の施工指定など現場の制約条件があり、現場閉所が困難な工事を対象とします。

Q10 : 現場作業が短い工事は週休2日工事がなじまないと考えるが週休2日工事の対象としなければならないか。

A10 : 対象期間は、準備期間を含めていること、書類事務も現場開所の取扱いとしていることから、現場の実働作業が短くても対象としてください。また、令和6年4月より建設業の労働時間における時間外労働時間の規制が始まり、これまで以上に建設業界での労働環境改善が求められていること、担い手確保の観点からも本市では完全週休2日の実現を目指していますので、ご理解ください。

Q11 : 現場代理人は現場への常駐義務があるが、現場代理人が休日を取得する際の考えはどのようになりますか。

A11 : 静岡市建設工事執行規則第22条第4項において、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができるとしていますので、必ずしも常駐しなければいけないというものではありません。このため、現場代理人が休日を取得する際には、受注者において、監理技術者又は主任技術者など当該現場を把握している技術者を常駐させるなど、発注者との連絡がとれる体制をとってください。なお、現場代理人の休日の際の施工体制を施工計画書に記載するなど、発注者と体制を共有するようお願いします。

Q12 : 監理技術者は専任の者でなければならないのでしょうか。

A12 : 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません。監理技術者が休暇取得等のために短期間現場を離れることについては、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。

Q13 : 発注者指定型とは。

A13 : 発注者指定型は、発注者が週休2日を実施することを指定する方式で、受注者は指定された週休2日を実施していただきます。

当初発注における初期設定は、基本的に『4週8休』とします。『4週8休』のうち、月単位の4週8休の積算基準がある工事については、月単位を初期設定とします。積算基準が「4週8休」のみの工事については、「4週8休」積算基準を初期設定としてください。

なお、当初発注の段階で、「月単位の4週8休」の実施が明らかに困難と判断される場合は、「通期の4週8休」での設定は可能です。また、明らかに現場閉所が困難と判断される場合は、月単位または通期の交替制モデル（4週8休）を初期設定としてください。

週休2日対象工事として発注された工事は発注者指定型として、入札公告及び施工条件明示事項に明示されます。

週休2日工事に関する特記仕様書は市ホームページ（静岡市トップ>しごと・産業>公共事業の技術政策>共通仕様書・ガイドライン>施工条件明示事項に関連する特記仕様書等）をご覧ください。

Q14 : 必ず発注者指定型としなければなりませんか。

A14 : 全ての工事を対象に4週8休での発注者指定型として発注をお願いします。ただし、指定にあたっては、月単位の4週8休（月単位がない場合は4週8休）を基本型としますが、現場条件や制約により月単位での実施が明らかに困難と判断される場合は、当初設定において通期での4週8休または、月単位または通期の交替制モデルの設定とすることは可能です。

Q15 : 契約後に発注者指定内容での実施が困難と判断された場合の協議方法は。

A15 : 受注者は施工計画書提出前までに静岡市建設工事共通仕様書による『工事打合せ簿』を活用して、実施可能な休日設定での協議を監督員と行ってください。

Q16 : 施工計画書への記載内容は。

A16 : 施工計画書の（15）法定休日・所定休日（週休二日の導入）に週休2日の実施内容を記載してください。交替制モデルを採用する場合は、技術者の休暇時の連絡体制についても記載してください。

Q17 : 休日及び全体の対象期間について教えてください。

A17 : 週休2日工事（4週8休）の休日とは、工事現場の作業を一切行わないことです。技能労働者による作業等のほか、元請け技術者による測量や丁張出し、工事写真の撮影や出来形測定、現場事務所での施工管理に関する書類作成等の事務作業も現場作業に含みます。

夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間は週休2日工事の全体の対象期間には含めません。また、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等も全体の対象期間には含めません。

Q19 : 降雨、降雪等による予定外の休日は、休日の取得実績と考えてよいでしょうか。

A19 : 降雨、降雪等による予定外の休日は、休日として認めます。

Q20 : 休日設定をする際に、祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A20 : 週休2日工事は祝日がある場合でも、4週間のうち8日（もしくは7日、6日）間以上の休日確保できたかについて確認するものです。そのため、祝日を休日とするかはどちらでも構わず、4週間に8日（もしくは7日、6日）間以上の休日を設定してください。

Q21 : 通期または4週8休で実施し、最終の期間が28日に満たない場合、休日の日数はどのように考えればよいでしょうか。

A21 : 最終の期間は28日に満たない場合がありますので、期間の日数に対して休日の確保状況以上になるよう休日確保してください。

例 4週8休相当で取り組み、最終対象期間が20日の場合 $20 \text{日} \times 0.285 = 5.7 \text{日}$ （切り上げて）休日が6日必要

Q22 : 着工当初の余裕のある時期に4週10休とし、繁忙期に4週4休として、対象期間全体で休日数を確保してもよいでしょうか。

A22 : 基本的に、月単位の4週8休の経費補正がある工事については、月単位の4週8休での発注を原則としているので、月単位での休日確保としてください。ただし、通期の4週8休となる場合は、対象期間全体で休日の確保状況以上となれば休日確保したこととしますが、建設業の働き方改革を推進する観点から、4週間（28日）ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めてください。

また、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）は週休2日の休日とは別の休暇としますのでご注意ください。

Q23 : 休日設定をする際の振替休日の考え方や休日を予定していたが休日を取れなかった場合の考え方を教えてください。

A23 : 原則、同一期間（月単位の場合は、当該月内）の中で休日を振り替えてください。

ただし、取得できなかった休日が対象期間の末日付近だった場合については、翌対象期間において休日確保してください。

（月単位での事例）

例1 月途中での始期日は、当該月内での始期日からの土日発生数以上の休日確保を設定とし、翌月は翌月内で28.5%以上の休日確保する。

（通期での事例）

例1 （第1始期日からの4週間を第1期間、第2始期日からの4週間を第2期間と表現して）第1期間の終盤で休日予定日に作業を行ったため、4週7休となった。第2期間に振替休日を設定して4週9休とすれば第1、第2期間を通して4週8休を確保したことになる。

例2 第1期間の終盤で降雨により休日としたため、4週9休となった。代わりに第2期間

の休日予定日に作業を行ったため4週7休となっても第1、第2期間を通して4週8休を確保したことになる。

Q24 : 休日予定日が自然災害等により作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要があるのでしょうか。

A24 : 原則、振替休日を取得してください。ただし、地震、暴風雨、豪雨、洪水、工事上の事故防止、公共の安全確保など切迫した事態が生じ、当該工事の進捗に関係なく災害対策又は不測の突発的事故対策として、やむを得ず緊急に作業を実施した場合で、振替休日が取得できなかったときは、振替休日の未取得日として考慮する必要はありません。対象外期間として取扱います。また、別途「工事一時中止」の措置をとるなど、柔軟な対応を行ってください。

Q25 : 「受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難」とはどのような場合ですか。

A25 : 契約後の対象期間開始前に以下の例のような状況が生じ、原契約の工期内で4週8休以上の工程を計画することが困難な状態を指します。

【実施が困難な場合の例】

- ・自然災害等により適切な時期に施工を開始できなくなった。
- ・代替できない資材の流通が休に滞り、適切な時期に施工を開始できなくなった。など

Q26 : 休日取得計画を監督員へ報告する必要がありますか。

A26 : 工事着手日から現場施工が完了する日（後片付け期間は含まない）までの休日を設定し、工事着手前までに監督員へ提出してください。休日を確保した結果については、対象期間（月毎または各始期日から28日間）と休日確保日を明確にして各対象期間（月単位の場合は、月毎終了後7日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。））に監督員へ提出してください。

なお、土曜日は青字、祝日及び日曜日は赤字等で示し、確認が容易にできるようにする等の工夫をしてください。

降雨、降雪等による予定外の休日により、予定していた休日を作業日に変更する場合は、その都度休日取得計画を監督員へ提出してください。

なお、監督員への提出は、電子メール等による情報通信技術を用いた提出も可能とします。

Q27 : 休日の予定、結果の報告は情報通信技術を用いた提出でもよいですか。

A27 : 可とします。受発注者双方において、効率的にデータ授受ができる体制でご対応ください。

Q28 : 週休2日工事を実施した場合、工事成績評定の加点対象となりますか。

A28 : 週休2日工事のうち、月単位または通期の4週8休、4週8休または月単位または通期の4週8休交替制モデル、4週8休交替制モデルでの休日を確保した場合に工事成績評定で加点します。4週7休及び4週6休については加点しません。

Q29 : 週休2日対象工事を受注し、週休2日を実施したが4週8休未満となってしまった場合、ペナルティはありますか。

A29 : 実施内容での経費補正の設計変更を行います。成績評定における減点措置はありません。

Q30 : 週休2日を確保した結果、工期末に工事が完了できなくなりましたが、これを理由に工期延期は認められますか。

A30 : 発注段階で4週8休を考慮した工期設定をしていることから、週休2日を確保したことを理由とした工期延伸は認めておりません。ただし、施工途中において受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合には、それに伴う必要日数について工期変更が可能です。

Q31 : 週休2日を実施することで、通常の工事の積算方法と異なりますか。

A31 : 発注者指定型は、当初の予定価格において、特記仕様書に掲げる補正係数を乗じた補正を行います。なお、休日の確保状況を確認後、休日の確保状況に応じた以下に掲げる補正係数による補正での変更契約を行います。

Q32 : 工事看板への記載内容等を教えてください。

A32 : 『本工事は、建設業のワークライフバランスを推進する週休2日工事』である旨を記載してください。

Q33 : 発注者指定の月単位での週休2日の実施が困難な場合はどうすればよいでしょうか。

A33 : 施工計画書提出段階で実施可能な週休2日の設定について、発注者と協議をお願いします。

Q34 : 対象期間中で4週8休から交替制モデルへの変更は可能でしょうか。

A34 : 対象期間中で4週8休から交替制モデルへの変更はできません。

契約後、施工計画を立てる際に、月単位での4週8休の実施が困難と判明した際は、まずは通期での4週8休の検討を行ってください。現場閉所が困難と判断された場合は、施工計画書提出段階で、交替制モデルでの実施について協議をしてください。

Q35 : 毎週土曜日(令和5年10月～)を一斉休工とする“ふじ丸デー”は必ず実施しなければなりませんか。

A35 : 強制するものではありませんが、静岡県内の公共工事での共通の取り組みとして静岡市も賛同して取り組んでいますので、休工にご協力願います。

Q36 : 週休2日の取り組みに関する書類の提出は情報共有システムを使用してもよいですか。

A36 : 情報共有システムに限らず、情報通信技術を用いた提出を可能としていますので積極にご活用ください。

Q37 : 「担い手確保・育成につながる取組み」において、工期を通して4週8休以上(休日が工期の28.5%以上)を実施した取組項目があるが、どこまでが対象となるのか。

A37 : 「工期を通して」とは、対象期間(月毎も含む)内で4週8休以上を達成したものとなります。交替制モデルにおいても月単位、通期、4週8休交替制モデルも対象となります。

【快適トイレについて】

Q1 : 造園工事などは対象外ということで良いか。

A1 : 快適トイレの女性専用トイレの設置基準につきましては、土木系及び建築系の専門工事を含めて一式工事と表現しておりますので、専門工事についても対象としてください。また、建築工事と設備工事の合算予定金額が対象要件以上の各工事についても、快適トイレの対象としてください。

Q2 : 対象金額未満の工事で任意に実施した場合、検査時に加点となりますか。

A2 : 快適トイレの費用を設計計上していないが、受注者が自主的に設置した場合、検査時の評価対象になります。

Q3 : 対象となった工事について、施工場所に常設トイレがあった場合にも設置する必要がありますか。

A3 : 常設トイレが常に使用可能な場合は設置する必要はありません。ただし、施工中に使用できなくなった場合は監督職員と受注者が協議して設計変更の対象としてください。

Q4 : 同一ヤード内で施工時期が重なる工事が複数ある場合は、本体工事等ですでに設置済みの快適トイレ等を利用することは可能ですか。

A4 : 同一ヤード内に既に設置されている快適トイレが使用できる場合は新たに設置する必要はありません。ただし、工事間調整等により使用できなくなった場合は、監督職員と受注者が協議して設計変更の対象としてください。

Q5 : 快適トイレのレンタル料(円/日)の当初設計時の計上日数は、何日間計上すれば良いですか。

A5 : 快適トイレのレンタル料(円/日)の当初設計時の計上日数については、工期の全日数を計上し、最終変更時に実日数で清算するようにしてください。

(製作期間の長い工事(鋼橋上部、機械設備等)については、別途考慮してください)

【静岡市建設現場セクハラ・パワハラ撲滅運動について】

Q1 : 全件対象で適用させるのか。

A1 : 全件対象でお願いします。

【イメージアップ事業の実施について】

Q1 : イメージアップ経費の計上は、国の補助事業工事も対象としますか。

A1 : 国はイメージアップ経費をすべての工事で計上していることから、静岡市の補助事業においても国の土木工事標準積算基準書を適用して設計している工事については、従前通り対象としてください。

Q2 : 塗装工事等の専門工事についても、イメージアップ経費を計上しますか。

A2 : 土木工事標準積算基準に掲載されている工種で積算している場合は、基本的に経費を計上してください。また、対象除外について下記のとおり通知文に記載しておりますので、工事発注課で判断してください。

(対象除外について) 建設現場が山間地や裏手にあるなど市民の目の届かない場合やイメージアップが現場の状況によって履行が不可能な場合などはこの限りではない

Q3 : 土木工事積算基準書の「イメージアップ」の名称が、平成 29 年度より「現場環境改善」に変更されていますが、積算等で変わることはありますか。

A3 : 平成 29 年度の土木工事積算基準書（以下、H29 基準書）のイメージアップ（現場環境改善）のイメージアップ費率（現場環境改善費率）が改定されていますので、H29 基準書を使用して積算する工事については、新しいイメージアップ経費（現場環境改善費）で積算してください。また、名称の変更につきましては、建築工事や水道工事に変更がないことから、土木工事につきましてはイメージアップ（現場環境改善）として運用してください。

【その他】

Q1 : いずれも、各工事で取り組むというよりも、建設業界全体で取り組むべき内容と思われる。建設業協会に働きかけるなどして、担い手確保・育成事業を進めた方が良いのではないかと。

A1 : 前向きなご意見ありがとうございます。技術政策課では平成 28 年度より①女性座談会、②技術系高校生ディスカッション、③産官学討論会などを開催し、様々な方からご要望をいただいております。今回の事業もその一環として施行するものです。今後につきましても建設業協会に限らず幅広く情報提供していきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。静岡市建設業の担い手確保・育成の取組みに関する情報は、市ホームページ（静岡市トップ>しごと・産業>公共事業の技術政策>建設業の担い手確保・育成事業）をご覧ください。